# 第60期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表計算書類の個別注記表計算書類の個別注記表 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

# 京セラ株式会社

第60期定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (http://www.kyocera.co.jp/ir/s\_info.html) に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

なお、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、監査報告の作成に際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

# 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 217社

主要な連結子会社の名称 京セラドキュメントソリューションズ㈱、

AVX CORPORATION, KYOCERA INTERNATIONAL, INC.

非連結子会社の名称 ㈱京都パープルサンガ

連結の範囲から除いた理由 資産合計、純売上高、当社株主に帰属する当期純利益及

び利益剰余金等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財産及び損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものであるため、連結の範囲

から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社及び持分法適用関連会社の数 12社主要な会社の名称 鹿児島メガソーラー発電㈱

(3) 連結の範囲の変更

新規 12社 京セラサーキットソリューションズ㈱ 他 除外 12社

(4) 持分法の適用範囲の変更

新規 2社

除外 1社

## (5) 会計処理基準に関する事項

① 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の2第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。ただし、同項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の会計処理は、米国財務会計基準審議会の会計基準編纂書(以下、「会計基準編纂書」)330「たな卸資産」に準拠しています。たな卸資産は低価法により評価しています。製品及び仕掛品は、主として、総平均法により評価しています。また、原材料及び貯蔵品は、主として先入先出法により評価しています。過剰、滞留あるいは陳腐化の事象が認められるたな卸資産についてはその価値を見積り、評価減を行っています。

## ③ 有価証券の評価基準及び評価方法

負債証券及び持分証券の会計処理は、会計基準編纂書320「負債証券及び持分証券」に準拠しています。売却可能有価証券に分類された有価証券は公正価値により評価し、未実現評価損益は損益計算に含めず税効果控除後の金額で累積その他の包括利益として表示しています。満期保有有価証券に分類された有価証券は、償却原価により評価しています。市場性のない持分証券については会計基準編纂書325「投資ーその他」に準拠し、原価法により評価しています。

## ④ 有形固定資産及び減価償却

有形固定資産の会計処理は、会計基準編纂書360「有形固定資産」に準拠しています。 減価償却は、見積耐用年数に基づき、主として定率法で行っています。

## ⑤ 営業権及びその他の無形固定資産

営業権及びその他の無形固定資産の会計処理は、会計基準編纂書350「無形固定資産 一営業権及びその他」に準拠しています。営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年1回及び減損の可能性を示す事象が発生または状況が変化した時点で減損の判定を行っています。また、耐用年数を確定できる無形固定資産については、その見積耐用年数にわたり残存価額まで継続して定額法で償却し、会計基準編纂書360「有形固定資産」に準拠し、減損の可能性を示す事象が発生または状況が変化した時点で減損の判定を行います。

#### ⑥ 引当金の計上基準

#### (貸倒引当金)

当社は営業債権及び金融債権について、顧客が利息支払いを含め、期日までに返済する能力があるか否かを考慮し、回収不能額を見積った上で貸倒引当金を計上しています。見積りには期日経過債権の回収期間、経験値並びに現在の経営環境を含む様々な要因を考慮しています。なお、特定の顧客について債務の返済が困難であることが明らかになった場合には、債権の担保資産の価値を考慮の上、個別に引当を行います。また、債権を回収できる見込みがないと判断した場合には、債権を直接減額しています。

#### (返品損失引当金)

過去の実績に基づいて返品による損失額を見積り、引当金を計上しています。

#### ⑦ 未払退職給付及び年金費用

会計基準編纂書715「報酬ー退職給付」に準拠し、確定給付型年金制度の積立超過または積立不足の状況を連結貸借対照表の資産もしくは負債として認識し、また連結会計年度中の積立状況の変化は当該年度の包括利益の増減として認識します。過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務年数で定額償却し、数理計算上の純損益については、回廊(退職給付債務の公正価値と年金資産の市場連動価額のいずれか大きい方の10%)を超える部分について、従業員の平均残存勤務年数で定額償却しています。

## (6) 新規に適用された会計基準

当社は、平成25年4月1日より会計基準編纂書更新2011-10号「実質的不動産の認識の中止一適用範囲の明確化」を適用しています。本基準は、実質的に不動産である子会社の財務持分の支配を遡及権の無い債務の不履行により喪失する場合、当該子会社の認識を中止するか否かを判断するにあたって会計基準編纂書360-20「有形固定資産一不動産販売」のガイダンスを適用することを要求しています。本基準の適用に伴う当社の経営成績及び財政状態への重要な影響はありません。

当社は、平成25年4月1日より会計基準編纂書更新2012-02号「耐用年数が確定できない無形資産の減損判定」を適用しています。本基準は、耐用年数が確定できない無形資産の減損判定を実施する必要性を決定する基準として、当該無形資産の減損が必要となる可能性が50%を超えるか否かを判断するために定性的要因を最初に評価することを認めるものです。企業は、当該無形資産の減損が必要となる可能性が50%を超えると判断されない限り、その公正価値を算出することを要求されません。本基準は減損金額の算出方法を変更するものではないため、本基準の適用に伴う当社の経営成績及び財政状態への重要な影響はありません。

当社は、平成25年7月17日より会計基準編纂書更新2013-10号「ヘッジ会計目的のベンチマーク金利としてのフェデラル・ファンド・実効スワップ金利(またはオーバーナイト・インデックス・スワップ金利)の算入」を適用しています。本基準は、米国債金利及びロンドン銀行間取引金利に加え、フェデラル・ファンド・実効スワップ金利(オーバーナイト・インデックス・スワップ金利)を、会計基準編纂書815「デリバティブ及びヘッジ」に基づき、ヘッジ会計を目的とする場合の米国におけるベンチマーク金利として用いることを認めるものです。本基準の適用に伴う当社の経営成績及び財政状態への重要な影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

その他流動資産378百万円その他資産2,139百万円

(2) 累積その他の包括利益

未実現有価証券評価損益293,783百万円未実現デリバティブ評価損益△ 260百万円年金調整額△ 21,101百万円為替換算調整勘定△ 21,459百万円

(3) 担保に供している資産

有形固定資産4,112百万円その他長期投資2,125百万円

- (注1)上記、有形固定資産は「一年以内返済予定長期債務」及び「長期債務」2,274百万円の担保 に供しています。
- (注2)上記、その他長期投資は持分法適用関連会社の事業資金の借入23,358百万円に対し、 担保に供しています。
- (4) 保証債務等

借入金に対する保証等

531百万円

- 3. 連結純資産変動計算書に関する注記
- (1) 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	増加株式数	減少株式数	当期末の株式数
普通株式	382,619千株	_	5,000千株	377,619千株

- (注1) 各株式数は、平成25年10月1日に実施した株式分割を、平成25年3月31日に実施したものと仮定して算出しています。
- (注2)当社は、平成26年1月29日開催の取締役会において、会社法第178条に基づき、自己株式の消却を決議し、平成26年2月12日付で当社普通株式5,000千株の自己株式の消却を実施しました。

## (2) 剰余金の配当に関する事項

## ① 剰余金配当支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり 配当金	基準日	効力発生日
平成25年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	11,006百万円	60円	平成25年 3月31日	平成25年 6月27日
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	14,675百万円	80円	平成25年 9月30日	平成25年 12月5日

## ② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議予定	株式の種類	配当原資	配当金の総額	1株当たり 配当金	基準日	効力発生日
平成26年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14,675百万円	40円	平成26年 3月31日	平成26年 6月27日

## (注)株式分割について

当社は、平成25年8月28日に開催した取締役会の決議に基づき、平成25年10月1日に 普通株式1株を2株に分割する株式分割を実施しました。当該株式分割を平成25年3月期 の期首(平成24年4月1日)に実施したと仮定した場合における、平成25年6月26日に開催した定時株主総会の決議による1株当たり配当金、及び、平成25年10月31日に開催した取締役会の決議による1株当たり配当金は、それぞれ30円及び40円です。

## 4. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用について、投機的取引を一切行わず、安全性を第一に資金の高い流動性を保つこととしています。営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされています。当該リスクに関しては当社の与信管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、為替相場、金利、株価などの変動による市場リスクについて、当社ではデリバティブを用いて、これらのリスクをヘッジしています。トレーディング目的でデリバティブは保有していません。利用しているデリバティブは先物為替予約、金利スワップ等です。当社では、主に金融商品の市場価値を基本に、前述のリスク及びその他の潜在的なリスクを回避するためにリスク管理方針及び手続きを設定して、市場リスクを定期的に評価しています。

当社は市場性のある持分証券、負債証券並びに市場性のない持分証券を保有しております。これらの投資のうち主なものはKDDI株式であり、平成26年3月31日現在における当該株式の公正価値は684,464百万円です。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日現在の金融商品の公正価値及びその見積り方法は次のとおりです。

			(百万円)		
	連結貸借対照表 計上額	公正価値	<b>差</b> 額		
資産 (a)					
ー年以内償還予定負債証券及び持分証券	115,900	115,974	74		
負債証券及び持分証券	738,212	738,214	2		
その他長期投資 (関連会社・非連結子会社に対する投資を除く)	11,687	11,687			
資産 計	865,799	865,875	76		
負債 (b)					
長期債務(一年以内返済予定長期債務を含む)	31,826	31,834	8		
負債 計	31,826	31,834	8		
デリバティブ (c) (注)					
ヘッジ手段に指定されたデリバティブ	9	9	_		
ヘッジ手段に指定されていないデリ バティブ	(2,001)	(2,001)			
デリバティブ 計	(1,992)	(1,992)			

(注)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の 債務となる項目については、( )で表示しています。

- (a) 活発な市場のある投資については、公正価値を市場価格に基づいて算出しています。市場性のない持分証券については、市場価格が存在せず、かつ公正価値の見積りに関して合理的な費用の範囲で行うことが困難であることから、減損の兆候を示す事象や状況の変化がみられなかった投資に関しては公正価値の見積りを行っていません。平成26年3月31日現在における当該株式の連結貸借対照表計上額は11,563百万円です。
- (b) 公正価値は、類似した期間及び期日の商品の期末における利率を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引いて算出しています。
- (c) 公正価値は、金融機関より入手した期末における相場に基づいて算出しています。

なお、「現金及び現金等価物」、「その他短期投資」、「受取手形」、「売掛金」、「短期債務」、「支払手形及び買掛金」並びに「設備支払手形及び未払金」については、短期間で決済されるため、連結貸借対照表計上額と公正価値は近似しています。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり株主資本

5,206円48銭

(2) 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 基本的

241円93銭

希薄化後

241円93銭

(注)当社は、平成25年8月28日に開催された取締役会の決議に基づき、平成25年10月1日に普通株式1株を2株に分割する株式分割を実施しました。「1株当たり当社株主に帰属する当期純利益」及び「希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益」については、米国において一般に認められた会計原則における1株当たり利益に係る基準に準拠し、当該株式分割を平成26年3月期の期首(平成25年4月1日)に実施したものと仮定して算出しています。

## 6. その他の注記

AVX CORPORATION(以下、AVX)は、米国環境保護局、米国の州政府当局などから、浄化が必要な区域に関する浄化費用を負担するように、包括的環境対策補償責任法もしくはそれと同等の州法などに基づく「潜在的責任当事者」として指定されています。包括的環境対策補償責任法や類する州法は連帯責任を認めるため、米国環境保護局や規制当局は関与している複数の潜在的責任当事者のいずれに対しても、その区域の浄化費用の全額を要求することができます。区域によっては、AVX以外の潜在的責任当事者も区域の調査及び浄化活動に関与しています。AVXは、これらの区域に関連して発生する責任はすべて、AVXと他の潜在的責任当事者によって分担されると考えています。

AVXは、潜在的責任当事者として指定された各区域における責任を果たすために、調査や 浄化の時期や方法を決定している連邦及び州の行政当局の様々な行政指導や同意判決を受けい れてきました。慣例により、決定された浄化方法を潜在的責任当事者が自ら実施していない区 域に関する指導及び判決については、区域の状態について重要な新しい情報が発見された場合 など、ある特定の事象が発生した場合に、米国環境保護局は同意に関する交渉を再開し、関連 する潜在的責任当事者に対して追加の費用を求めることができる条項が盛り込まれています。

平成3年、AVXは同意判決(平成4年に最終確定した同意判決)に関連して、米国マサチューセッツ州ニューベッドフォード湾の環境問題のために8,878百万円(66百万米ドル)とこれに対する利息を支払った上で、該当区域の特定の汚染浄化費用が13,442百万円(130.5百万米ドル)を上回る場合には交渉を再開するという条項を含む交渉再開条項を条件として、米国政府、米国環境保護局及び米国マサチューセッツ州政府(以下、米国政府当局)と和解しました。

平成24年4月18日、米国環境保護局は、交渉再開条項に基づき、AVXに対し行政命令を発令し、ニューベッドフォード湾の浄化を目的とした特定の浄化活動の実施を命じました。

平成24年10月10日、米国政府当局及びAVXは、ニューベッドフォード湾において米国環境保護局が継続中の浄化作業に関して和解に至ったことを発表しました。この和解契約は、平成4年に確定した同意判決を修正する補足的同意判決となり、将来の浄化作業の再開条項に関する米国政府当局の全ての権利を失わしめる内容を含みます。AVXは、この和解契約の条件に基づき、37,324百万円(366.25百万米ドル)とこれに対する平成24年8月1日時点から計算される利息を、米国政府当局が浄化作業の完了に利用するため、2年にわたり3回に分けて支払う義務を負いました。また、この和解契約により、米国環境保護局は行政命令を取り下げることが要求されました。平成25年9月19日、米国連邦地方裁判所は、この和解契約を承認し、補足的同意判決を許諾しました。

平成25年10月18日、AVXは、和解契約に基づく初回支払額の13,335百万円(133.35百万米ドル)に加えて、395百万円(3.95百万米ドル)の利息を支払いました。また、平成26年3月26日に11,414百万円(110.82百万米ドル)とその時点の未払残高に対する利息の85百万円(0.82百万米ドル)を前払いしました。なお、AVXは補足的同意判決に従い、平成27年9月21日に12,575百万円(122.08百万米ドル)と利息を支払う義務を負っていますが、未払残高を支払期日に先んじて前払いすることも選択できます。

AVX及び当社は、本件に関して、平成24年3月期に7,900百万円(100百万米ドル)、平成25年3月期に21,300百万円(266.25百万米ドル)の費用を連結損益計算書上の「販売費及び一般管理費」に計上しました。また、平成26年3月31日現在、AVX及び当社は、補足的同意判決における3回目の支払額を負債として計上しています。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 子会社株式及び関連会社株式 その他有価証券 時価のあるもの 償却原価法(定額法)

移動平均法による原価法

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないものデリバティブたな卸資産

移動平均法による原価法

時価法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品及び製品・仕掛品

製品・仕掛品は売価還元法

商品は最終仕入原価法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

ただし、通信機器等の原材料については、先入先 出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産除く)

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物•構築物

2~33年

無形固定資産(リース資産除く)

機械及び装置・工具、器具及び備品 2~10年 定額法(一部の特許権については当社所定の償却期 間によっており、自社利用のソフトウェアについ ては、社内における利用可能期間(2年)によってい ます。)

リース資産長期前払費用

リース期間を耐用年数とした定額法 償却期間に応じ均等に償却しています。

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特 定の債権については個別に回収可能性を検討し、 回収不能見込額を計上しています。

賞 与 引 当 金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、前期の 支給実績を基準にして算出した支給見込額を計上 しています。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しています。

製品保証引当金

保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス 費用に備えるため、販売済の通信機器及びファインセラミック応用品について、過去の支出実績等 を基準にして算出した見積額を計上しています。

返品損失引当金

将来の返品により生じる製品廃棄の損失に備える ため、納入製品の期末未検収額に対して経験率に 基づく返品損失額を計上しています。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における 退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上 しています。

過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務 期間による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存 勤務期間による定額法により発生の翌期から費用 処理しています。

なお、当期末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に よっています。

- 2. 貸借対照表に関する注記
- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - ① 担保に供している資産 関係会社株式

2,125百万円

② 担保に係る債務

鹿児島メガソーラー発電株式会社の金融機関借入金

23,358百万円

- (注)当該借入金については、鹿児島メガソーラー発電株式会社の全出資者が同社株式を担保に 供しています。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

448,588百万円

## (3) 保証債務等

#### 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
株式会社京都放送	66百万円	金融機関からの借入金
合計	66百万円	

## 経営指導念書

念 書 依 頼 先	対象金額	念 書 の 内 容
京セラ興産株式会社	492百万円	金融機関からの借入金の返済指導
株式会社京都パープルサンガ	400百万円	金融機関からの借入金の返済指導
合計	892百万円	

## (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権132,228百万円長期金銭債権31,890百万円短期金銭債務67,939百万円長期金銭債務55百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

売 上 高 359,193百万円 仕 入 高 121,780百万円 販売費及び一般管理費 4,056百万円

営業取引以外の取引による取引高 30,554百万円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
普通株式	7,869千株	7,883千株	5,000千株	10,752千株
合計	7,869千株	7,883千株	5,000千株	10,752千株

- (注) 1. 当社は平成25年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っています。
  - 2. 普通株式の自己株式数の増加7,883千株は、株式分割による増加7,869千株、単元 未満株式の買取による増加14千株です。
  - 3. 普通株式の自己株式数の減少5,000千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少5,000千株、単元未満株式の売渡請求による減少0千株です。

## 5. 税効果会計に関する注記

## (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1	流動資産				(	2	固定資	産					
繰延税金資産						約							
	賞与引当金損	金算入限	医超過額	4,83	33百万円		減価償	却限度	超過	3額	18	,925百万	河
	たな卸資産	評価損	<b></b>	3,53	30百万円		投資有個	証券評	価損	不認	5	,892百万	河
	未払金・	未払費月	目否認	2,92	28百万円		関係会社	<b>土株式等</b>	簿価	修正	5	,621百万	河
	仮払金・	前払金	否認	83	38百万円		製品	呆証 9	引当	金		799百万	河
	製品保	証引	当 金	72	25百万円		そ	の		他	1	,911百万	洒
_	そ	の	他	1,52	27百万円		繰延税	金資	産儿	計	33	,148百万	河
	繰 延 税	金資	産 計	14,38	31百万円		評価	性弓	当	金	△11	,503百万	河
							繰延	脱金	資 産	計	21	,645百万	河
糸	操延税金負	債				約	<b>延税金</b>	負債					
_	特別償	却準	備 金	△22	21百万円		その他有	価証券記	平価差	額金	△240	,811百万	河
	繰 延 税	金負	債 計	$\triangle 22$	21百万円		前 払	年 金	黄	用	△1	,688百万	河
							特別(	賞却	準 備	金		4679百万	河
	繰延税金	資産の	)純額	14,16	60百万円		そ	$\mathcal{O}$		他		△56百万	河

繰延税金負債の純額 △221,589百万円

繰 延 税 金 負 債 計 △243,234百万円

## (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日 に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の38%から36%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が 947百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

#### 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他に、リース契約により使用している製造装置、電子計算機等があります。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 4,200円99銭

(2) 1株当たり当期純利益 176円54銭

(注)当社は平成25年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っています。当該株式 分割については、当期の期首に行われたものと仮定して1株当たり情報を算定しています。

## 8. 重要な後発事象

当社は、平成26年4月1日に、当社の水晶部品営業部門を会社分割し、連結子会社で同製品の開発及び製造会社である京セラクリスタルデバイス株式会社に承継しました。

#### (1) 取引の概要

① 対象となった事業の内容 水晶部品の販売等。

# ② 企業結合日

平成26年4月1日

## ③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社が100%を出資する連結子会社である京セラクリスタルデバイス株式会社を承継会社とする分社型吸収分割とします。

# ④ 結合後企業の名称

京セラクリスタルデバイス株式会社

## ⑤ 会社分割の目的

水晶部品はスマートフォンをはじめとするデジタルコンシューマ機器の主要部品の一つであり、今後も通信や車載用途等の需要の拡大が見込まれます。京セラクリスタルデバイス株式会社に同製品の営業部門を承継させ、開発及び製造部門との連携を強化することで、市場のニーズを的確かつタイムリーに捉えるとともに、よりきめ細やかな対応により水晶部品事業のさらなる拡大を図ることを目的としています。

## (2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行います。

#### (3) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 吸収分割承継会社が承継した資産・負債及び当社が取得した子会社株式の取得原価

流動資産6,735百万円固定資産4百万円流動負債3,519百万円

子会社株式の取得原価 3,220百万円

#### ② 会社分割に係る株式割当ての内容

本会社分割は、当社と当社が100%を出資する連結子会社間での吸収分割であることから、当社と京セラクリスタルデバイス株式会社との合意により、京セラクリスタルデバイス株式会社が本分割に際して発行する株式1株を当社に割当て交付します。